

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	医療法人 若葉会
代表者氏名	理事長 西垣 秀尊
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県東広島市西条昭和町 12 番 40 号 TEL : 082-423-3050 FAX : 082-423-3153
法人設立年月日	2000 年 10 月

## 2. ご利用事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	西条わかばケアプランセンター
介護保険指定 事業所番号	3472503097
事業所所在地	広島県東広島市西条昭和町 12 番 40 号 西条中央病院内
連絡先 相談担当者名	TEL : 082-423-3050 (内線 802) FAX : 050-3457-9225 介護支援専門員 <sup>まえば</sup> 前場 <sup>まゆみ</sup> 真弓
事業所の通常の 事業の実施地域	東広島市（西条町・志和町・高屋町・八本松町）

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人 若葉会（以下「事業者」という。）が開設する西条わかばケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）において、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	祝祭日 12月31日から1月3日を除く月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

※営業時間以外は、右記の電話連絡先で24時間体制です。(西条中央病院 082-423-3050)

(4) 事業所の職員体制

管理者	まえば まゆみ 前場 真弓 (介護支援専門員と兼務)
-----	-------------------------------

職	職務内容	人員数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名以上

(5) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙①に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

3. 交通費用について

① 交通費	通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は1回につき1,000円とする。
-------	----------------------------------------------

4. 利用料、交通費用の請求及び支払い方法について

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 (I) 1,086 単位/月	居宅介護支援費 (I) 1,411 単位/月
特定事業所加算Ⅲ	323 単位/月	323 単位/月

※東広島市は7級地のため1単位の単価は「10.21円」です。

※「10.21円」に1か月の合計単位数を乗じて計算し、1円未満の端数は切り捨てます。

## 加算

加算名称		単位数	算定回数・要件等	
初回加算		300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合	
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250 単位	利用者が入院した日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200 単位	利用者が入院した翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス参加無	連携1回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービスを利用する場合において、退院・退所あたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	
		連携2回		600 単位
	カンファレンス参加有	連携1回		600 単位
		連携2回		750 単位
		連携3回		900 単位
	緊急時等居宅カンファレンス加算			200 単位
通院時情報連携加算		50 単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位	※下記 記載参照	
特定事業所加算（Ⅰ）		519 単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1ヶ月につき）	
特定事業所加算（Ⅱ）		421 単位		
特定事業所加算（Ⅲ）		323 単位		

## 減算

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	200 単位	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の50%に減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

※ターミナルケアマネジメント加算は終末期医療やケアの方針に対する利用者又はその家族から、下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ②把握した心身の状況等の情報を記録し、主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること

① 利用料、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛てに郵送します。</p>
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 病院又は診療所に入院する必要がある場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院される病院又は診療所に伝えてください。
- (4) 指定居宅介護支援の利用に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由について求めることができます。
- (5) その他提供にあたっては、別紙のとおりとさせていただきます。

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、定期的な委員会の開催、指針の整備
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 当該サービス事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報致します。

## 7. 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

## 8. 衛生管理等

感染症の発生や拡大を防止するための定期的な委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

### 11. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 12. サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情の手続き

苦情の受付 → 事実関係の確認 → 利用者等への説明 → 保険・医療・福祉サービス提供期間、行政への連絡調整

#### (2) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> 西条わかばケアプランセンター 管理者兼介護支援専門員 前場 真弓	所在地：東広島市西条昭和町12番40号 西条中央病院内 TEL：082-423-3050 FAX：050-3457-9225 受付時間：8：30～17：00（月～金）
<b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 東広島市健康福祉部介護保険課	所在地：東広島市西条栄町8番29号本館2階 TEL：082-420-0937 FAX：082-422-6851 受付時間：8：30～17：15（月～金）
<b>【公的団体の窓口】</b> 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護第二係	所在地：広島市中区東白島町19番49号 TEL：082-554-0782 FAX：082-511-9126 受付時間：8：30～17：15（月～金）

### 13. 記録の整備

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その記録を居宅サービス計画の完了の日から5年間保存します。

### 14. サービス利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙②のとおりである。

### 15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和      年      月      日
-----------------	-------------------------

重要事項説明書の内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県東広島市西条昭和町 12 番 40 号
	法人名	医療法人 若葉会
	代表者名	理事長 西垣 秀尊
	事業所名	西条わかばケアプランセンター
	説明者氏名	前場 真弓 <span style="float: right;">印</span>

重要事項説明書の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
利用者との関係		

家族の代表者	住所	
	氏名	印
利用者との関係		

## (別紙①) 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1 居宅介護支援業務の実施

- (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

### 2 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成について

- (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。又、利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能です。
- (3) 利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。又、利用者は介護支援専門員に対してケアプランに位置付けたサービス事業所の選択理由等の説明を求めることが可能です。
- (4) 居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- (5) 利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。その後、作成した計画書について利用者へ交付します。

### 3 サービス担当者会議について

- (1) 利用者又は家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスにテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行います。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

### 4 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 居宅サービス計画の作成後において、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い記録します。
- (2) 必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) 居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

- (4) 利用者がその居宅において利用者が日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

## 5 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

## 6 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 7 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

## 8 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

別紙②

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	14%
通所介護	41%
地域密着型通所介護	4%
福祉用具貸与	83%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	①エンジェルアイ（有）訪問介護ステーション	30%
	②ころよい訪問介護事業所	18%
	③訪問介護事業所まる	16%
通所介護 地域密着型通所介護	①リハビリサポート デイサービスユーアイ	29%
	②井野口在宅リハビリテーション センター西高屋	23%
	③ツクイ東広島西条	10%
福祉用具貸与	① ライフフィット福祉用具貸与事業 所	40%
	② クオリティ福祉用具貸与事業所	27%
	③ケムコ商事（株）東広島営業所	14%

令和6年3月1日現在